

令和5年度 長野県図書館協会専門研修
ステップアップ研修 No.7

「信州デジタルコモンズ」 コンテンツ登録の実際と著作権処理



令和6年(2024年)1月25日 県立長野図書館資料情報課 槌賀基範

「信州デジタルコモンズ」について

- 平成22年(2010年)に長野県デジタルアーカイブ推進事業のウェブサイトとして公開された「信州デジくら」を、令和2年(2020年)に県立長野図書館が継承。
- 開始時(移行時)の参加機関
県立歴史館／信濃美術館(当時。現長野県立美術館)
情報政策課(当時)／県立長野図書館
- 登録資料の形態 画像／映像／音声／文書

「信州デジタルコモンズ」について

表 2 画像・動画・音声データファイル形式

種別	形式	拡張子	備考
画像	TIFF	.tif, .tiff	JPEG 2000 に変換されてアップロードされます。
	JPEG	.jpg, .jpeg	同上。
	JPEG 2000	.jp2	そのままアップロードされます。
動画	H.264/AVC	.mp4	そのままアップロードされます。
音声	MP3	.mp3	そのままアップロードされます。
PDF	PDF	.pdf	そのままアップロードされます。

登録資料の形態 画像／映像／音声／文書

ホーム / 齊藤俊江さんに聞く「我が青春の図書館」

齊藤俊江さんに聞く「我が青春の図書館」

1 of 40 Automatic Zoom

図書館問題研究会長野支部 2022年学習会報告集

齊藤俊江さんに聞く 「我が青春の図書館」

【電子書籍改訂版】

お話 齊藤俊江氏

聞き手 図書館問題研究会長野支部ほか

資料コード	02BK0115415234
タイトル	齊藤俊江さんに聞く「我が青春の図書館」
分野	歴史 行政・統計
場所(市町村名)	飯田市
制作年(西暦)	2023年
制作年(和暦)	令和5年
時代	昭和 昭和戦後
制作者	齊藤 俊江
制作者(ヨミ)	サイトウ トシエ
大きさ	26cm
資料解説	図書館問題研究会長野支部が開催した、2022年2月26日土曜日と3月19日土曜日にZOOMによるオンライン学習会の内容を電子化したもの。
請求記号	N015/70a
出版地	出版地不明
出版者	図書館問題研究会長野支部
発行年月日	2023.6
ページ数	38p
著作権者別称	
著作権期限	
二次利用条件	 PUBLIC DOMAIN
コピーライト	
施設名	県立長野図書館

二次利用ライセンス

- クリエイティブ・コモンズ・ライセンス (CCライセンス) を表示

筑摩県博覧会図



資料コード	02CP0101284602
タイトル	筑摩県博覧会図
分野	歴史 産業 芸術
場所(市町村名)	松本市
制作年(西暦)	1871
制作年(和暦)	明治4年
時代	明治
制作者	博覧会社/編
制作者(ヨミ)	ハクランカイシャ
大きさ	26×38
資料解説	明治4年(1871)尾瀬園... 町に県庁がおかれること... ので、有志が集まって、筑摩... こととした。但し、今年は東... なかで、諸国の名産・奇品を集め... た。絵図は、縦26センチ×横36センチ... の諸建物を描く。
請求記号	N506/1/
出版地	松本
出版者	博覧会社
発行年月日	1871
ページ数	
著作権者別称	
著作権期限	1871
二次利用条件	 PUBLIC DOMAIN



参加の方法

地域の記憶を記録しよう

信州デジタルコモンズ

「信州デジタルコモンズ」（アーカイブシステム）は、信州の知の共有地です。

市町村とも連携しながら県民の方々一人ひとりがもつ情報資産や記録を積極的に集積することで、「地域の記憶」としての「信州の地域デジタルアーカイブ」を目指します。

2010年から公開されてきた「信州デジくら」の後継アーカイブとして県立長野図書館が運用しています。

新規に参加（コンテンツの登録）を御希望される方は以下の資料を御覧ください。

- [「信州デジタルコモンズ」運用規程（PDF：477KB）](#)
- [「信州デジタルコモンズ」のデータ登録に関する確認事項（PDF：344KB）](#)

参加の方法

(運用規程)

第4条(登録対象資料)

デジタルアーカイブに登録する情報資源は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「信州デジくら」登録資料、及び「信州デジくら」参加機関が新たに作成したもの
- (2) (1)以外の図書館、博物館、美術館等の機関(以下「機関等」という。)が所蔵する情報資源
- (3) 個人・団体が所蔵する情報資源で、長野県に関する調査研究の対象となるものや地域の記録を後世に伝えることに資するもの

参加の方法

(運用規程)

第5条(登録申請及び登録承認)

デジタルアーカイブに登録することを希望する者(以下「登録申請者」という。)はデジタルアーカイブ登録申請書(別紙様式)により県立長野図書館長(以下「館長」という。)に申請し許可を受けるものとする。

2 前項の登録申請を行うことができる者は次の各号に掲げる者とする。

(1) 前条第2号の情報資源を所蔵する機関等の代表者

(2) 前条第3号の情報資源を所有しデジタルアーカイブでの公開を希望する個人・団体から委託を受けた機関の代表者(委託については、第8条で定める事項とあわせて文書で得ること)

参加の方法

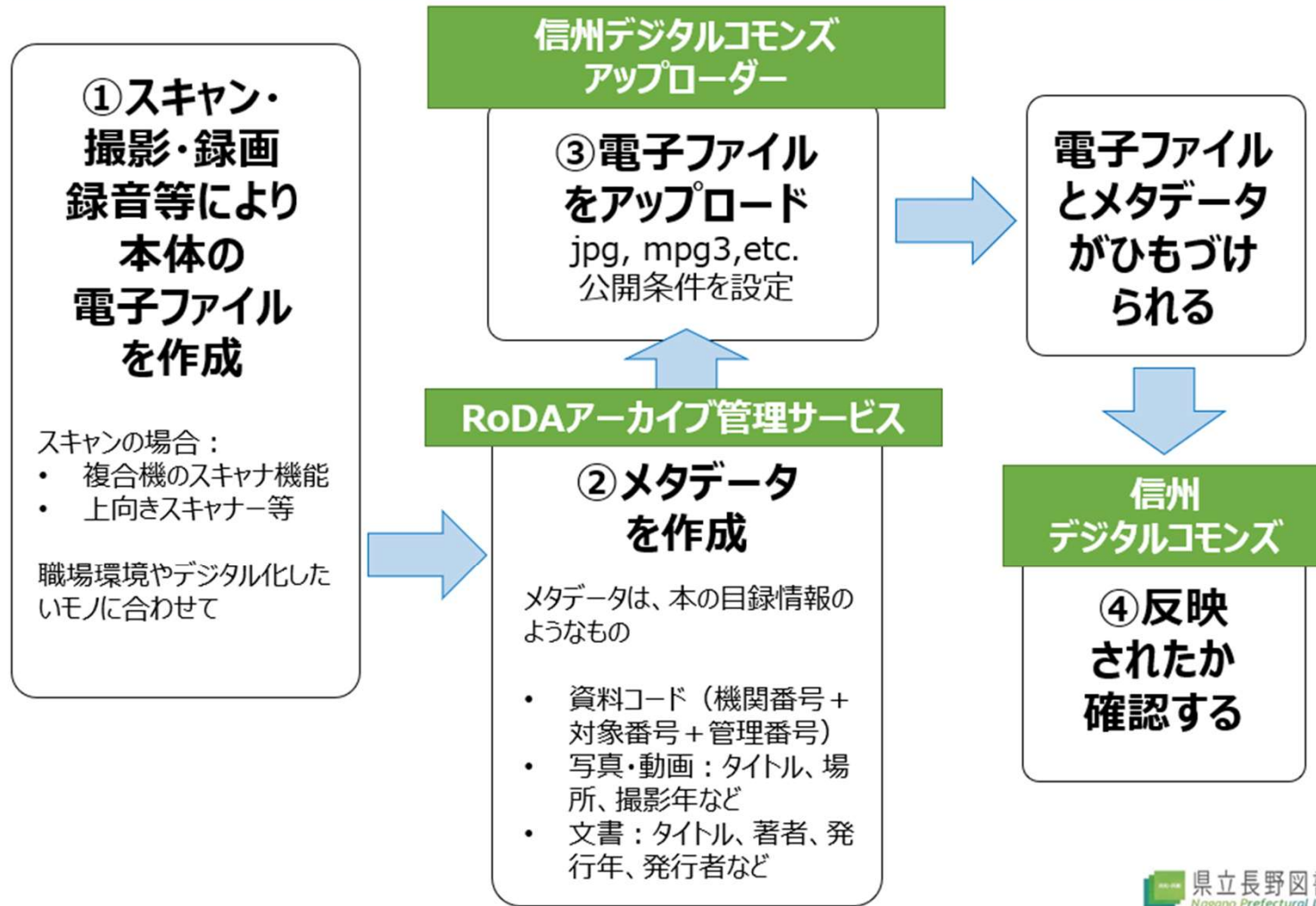
(運用規程)

第8条(著作権の確認及び著作権者からの許諾)

デジタルアーカイブから公開しようとする情報資源は、著作権保護期間が満了していることを原則とする。著作権保護期間内の著作物であるときは、登録者が著作権者に対して事前に次の各号に掲げる事項について書面で許諾を得るものとする。

- (1) デジタル化すること
 - (2) デジタルアーカイブに電子的に複製し、保存すること
 - (3) インターネットを利用して公衆送信すること
 - (4) 保存及び可読性維持のために保存媒体へ複製及び媒体変換を行うこと
 - (5) 将来別のデジタルアーカイブへ移行した際にも同様の条件で公開すること
- 2 登録者及び登録申請者は、著作権者に対して、第9条に規定する利用許可レベルを事前に確認するものとする。

「信州デジタルコモンズ」の登録の流れ



何が必要か

- コンテンツデータ
 - 何をデジタル化するか
 - デジタル化したものが公開できるか
 - ⇒著作権処理（保護期間満了の確認）

（県立長野図書館では、現在昭和戦前期までの団体著作物を先行してデジタル化対象としている）

何が必要か

- メタデータ

図書館の所蔵資料を掲載する場合は、
既存のデータを利用可

(「信州デジタルコモンズ」では、新規参加館用の
共通メタデータ項目を設定。)

資料のデジタル化について

- 令和5年度はデジタル化委託を実施
県ホームページ上で仕様書を含めて閲覧可（過去1年分）
(https://www.pref.nagano.lg.jp/soumu/kanzai/chotatsu/other_notice/bid/76226/index.html)

(抜粋)

1.3 概要

本件の作業の概要は次のとおりである。

- (1) 当館が提供する資料（下記「1.4」のとおり）をデジタルカメラ又は上向きの非接触型スキャナで撮影し、デジタル画像データを作製する。
- (2) 上記で作製した画像データをDVD-R及び外付けハードディスクに格納する。
- (3) 管理データ（画像台帳）をCD-Rに格納する。

資料のデジタル化について

1.9 契約不適合責任

納入後 1 年以内に成果物においてエラー等の問題が発見された場合、受託者の負担で再作製するものとする。

2.1 作業管理者

作業管理者には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会が認定する1級文書情報管理士以上を所持する者が当たること。

2.3 画像データの作製

2.3.1 概要

デジタルカメラ又は非接触型上向きスキャナを使用して撮影したデータから、画像データを作製する。

2.3.2 撮影対象

撮影対象は当館が業務システムに登録している書誌単位とし、表紙から裏表紙までのすべてのページ及び付属品とする。ただし、当館が作製した資料収納用の箱、袋等は含まない。

折り畳みがある場合は、畳まれた状態と開いた状態をそれぞれ撮影する。

資料のデジタル化について

2.3.3 画像データの作製

2.3.3.1 フォーマット

データ形式は、TIFF形式とし、「別表1」による。

2.3.3.2 撮影作業

- (1) 資料貸出時に、資料の保存状態に応じた撮影方法について当館・受託者双方で確認する。
- (2) 原則として見開きの状態を1カットとして撮影する。見開きがA3サイズを超えるものについては片面での撮影とする。また、見開きがA3サイズを超えるもので、片方の面が白紙の場合が多い資料については、印刷面のみを連続して撮影する。

資料のデジタル化について

(3) 各資料の最初のコマには、KODAKカラーセパレーションガイド又は同等以上の機能を有するカラーチェッカー及びスケールを一緒に撮影する。

資料の大きさにより同一コマに含めることが難しい場合は、別に撮影したコマを最終コマとして挿入する。カラーチェッカー及びスケールの挿入は各資料の最初のコマのみでよい。

(4) 資料ごとに画像サイズを確認し、全ての本体部分が欠けない最小ピクセルと110%以内のピクセルの間に資料単位で一定のスケールを設定すること。

(5) 180度逆転してスキャンしたり、大型の原資料等で90度横向きにしてスキャンしたりした場合は、資料が正面を向くように画像データを回転させ補正すること。

(6) 分割して撮影した資料については、1枚の画像に正確に合成したものを併せて作製する。

(7) 品質の目安は「別表2」のとおりとする。

(8) 落丁、乱丁が発見された場合は、「別表3」の画像台帳に記載すること。

資料のデジタル化について

(別表 1) TIFF 形式画像の仕様

項目	内容
階調	24bit フルカラー（各色 256 階調、1677 万色）。
解像度	400dpi (A3) 相当とする。
その他	天地左右に欠けがないこと。

資料のデジタル化について

(別表2) 品質の目安

項目	内容
画像の網羅性	画像のコマに抜けや重複がないこと。
のど元の可読性	文字がつぶれておらず、判読が十分に可能であること。
傾き	原資料に対して2% (3.6度) 未満の傾きであること。
ピンボケ	ピクセル等倍表示でピンボケがないこと。
判別度	画像に含まれる最も小さい文字を含めたテキストが判別できること。
ゴミ・汚れ	ピクセル等倍表示で認められるゴミ・汚れ等が映り込んでいないこと。
モアレ	モアレがないこと。
光の反射	光の反射に起因する写り込みがなく、判読性が担保されていること。
明暗	照明等の影響で本来の色が損なわれていないこと。
その他	うねり・変形・ジャギー等が発生していないこと。

著作権の処理について

● 没後70年？

■ 映画・写真以外の著作物の保護期間

✓ 1971年から2017年まで

➤ 実名の場合…没後50年間

➤ 無名・変名（周知の変名を除く）・団体名義…公表後50年間

⇒ ・1967年（昭和42年）までに亡くなった方の保護期間は満了

・1967年までに公表された無名、変名（周知の変名は除く）、
団体名義の著作物は、保護期間満了

著作権の処理について

■ 写真の著作物の保護期間

- ✓ 1998年から2017年まで…没後50年間
- ✓ 1971年から1997年まで…公表後50年間
(未公表の場合は創作後50年)
- ✓ 1970年まで…発行又は創作後13年

1957年(昭和32年)以前に撮影された写真は著作権保護期間は満了

著作権の処理について

- 映画（ニュース映画・記録映画等）の保護期間
 - ✓ 1971年から2003年まで…公表後50年間
 - ✓ 1970年まで…発行又は創作後13年間

1957年(昭和32年)までに創作された独創性のない映画の保護期間は満了

著作権調査の実例

コンテンツ検索結果

ステータス更新

削除

1件中、1~1件を表示しています。

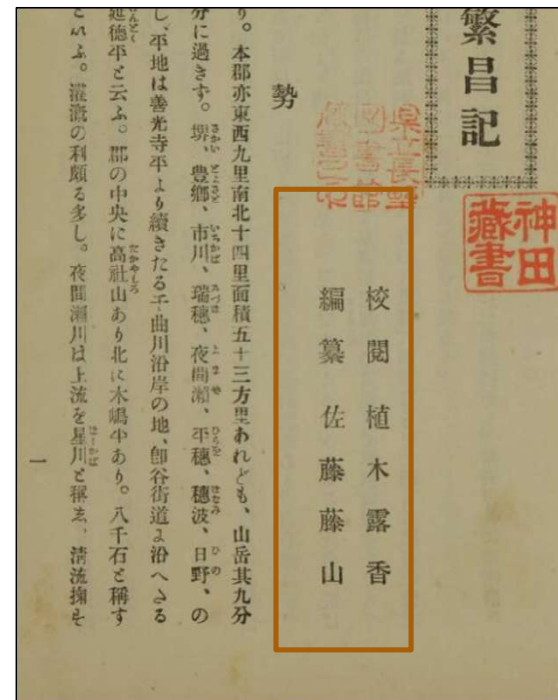
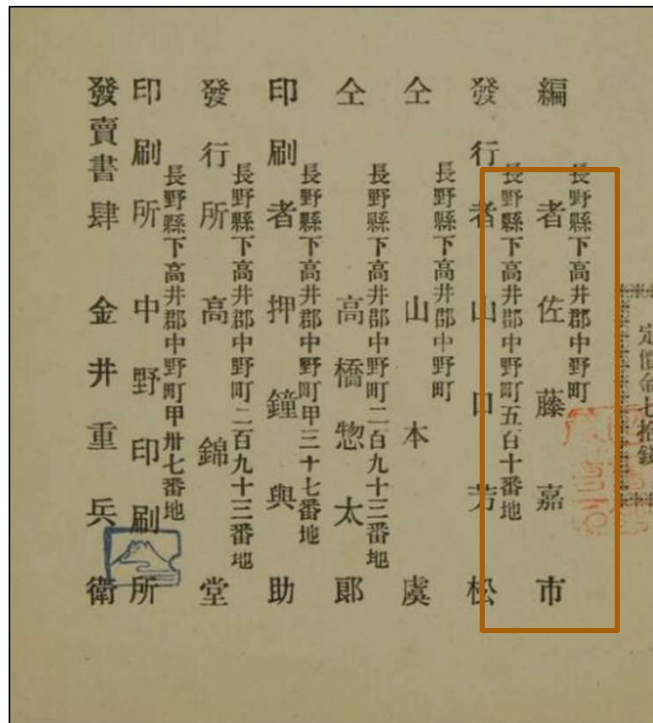
ステータスを一括更新するには、コンテンツを選択して、「ステータス更新」をクリックしてください。

コンテンツを一括削除するには、コンテンツを選択して、「削除」をクリックしてください。

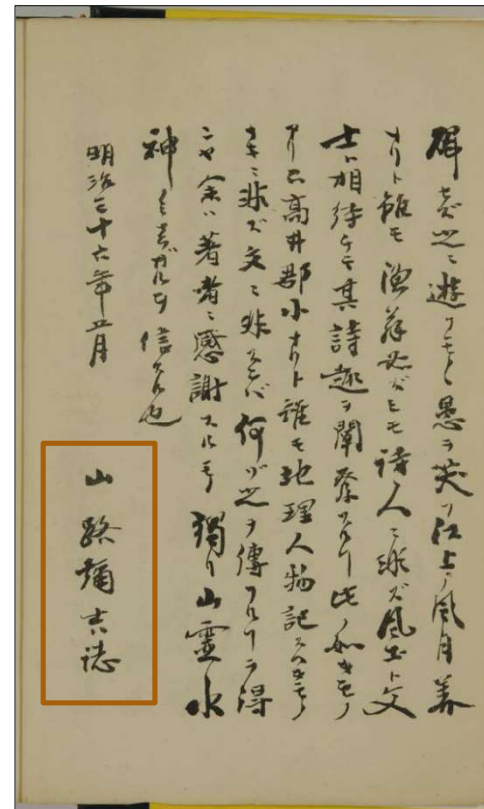
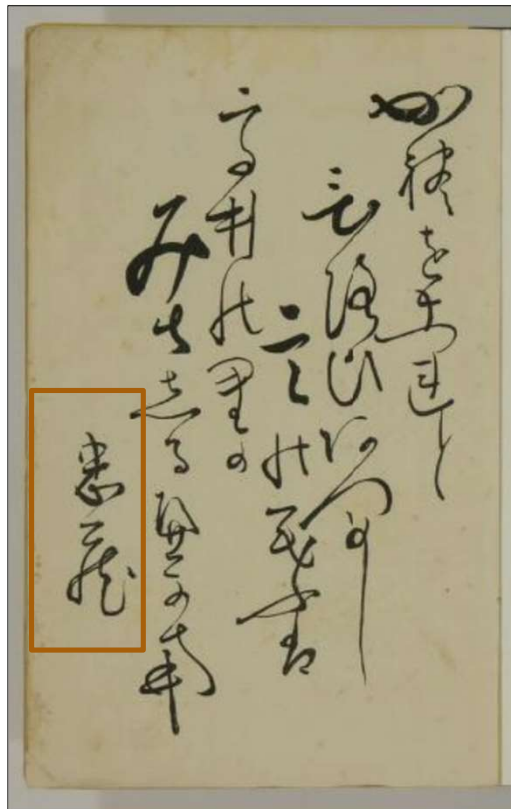
見出しをクリックすると、全件選択/選択解除されます。

選択	No.	組織	メタデータ型	資料コード	タイトル	ステータス
<input type="checkbox"/>	1	県立長野図書館	県立長野図書館	02BK0101514537	下高井繁昌記	非公開

著作権調査の実例



著作権調査の実例



著作権調査の実例



The screenshot shows the search interface of the National Diet Library Digital Collections (NDL Digital Collections). At the top, the logo and text "国立国会図書館デジタルコレクション" and "NDL DIGITAL COLLECTIONS" are displayed. Below this, there are three filter buttons: "ログインなしで閲覧可能" (Available without login), "送信サービスで閲覧可能" (Available via delivery service), and "国立国会図書館内限定" (Limited to National Diet Library). A search bar contains the text "芥川忠蔵" (Akikawa Tadamasa) and a "検索" (Search) button. Below the search bar, there are example search results: "たとえば... 秋分 小泉八雲 三越百貨店 運動会 牧野富太郎". To the right of these examples are links for "画像検索" (Image search) and "詳細検索" (Advanced search). At the bottom of the interface, there are five navigation buttons: "すべてのスポットライト" (All spotlights), "デジタル化資料" (Digitized materials), "オンライン資料" (Online materials), "便利ツール" (Convenient tools), and "お知らせ" (Notice).

著作権調査の実例

検索結果 217 件中 1-20 件を表示

リスト表示 ▼ 20件ずつ表示 ▼ 出版日：新しい順 ▼

	<p>長野県史 近代史料編 第5巻 1 (産業政策・産業団体)</p> <p>図書 長野県 編 長野県史刊行会, 1991.3</p> <p>324 コマ: 農会集談会南安曇郡長 芥川忠蔵 中穂市野町村村明治三十二年三月廿三日長野県知事園山勇殿高...</p>	<p>🔖</p> <p>📄</p> <p>送信サービスで 閲覧可能</p>
	<p>長野県史 近代史料編 第3巻 2 (政治・行政 地租改正・税制)</p> <p>図書 長野県 編 長野県史刊行会, 1987.3</p> <p>389 コマ: 曇郡参事会南安曇郡長 芥川忠蔵 右原告白居文一郎外六名ヨリ被告南安曇郡長芥川忠蔵二対スル県...</p>	<p>🔖</p> <p>📄</p> <p>送信サービスで 閲覧可能</p>
	<p>長野県史 近代史料編 第5巻 4 (林業・水産業・鉱工業)</p> <p>図書 長野県 編 長野県史刊行会, 1986.3</p>	<p>🔖</p> <p>📄</p>

著作権調査の実例

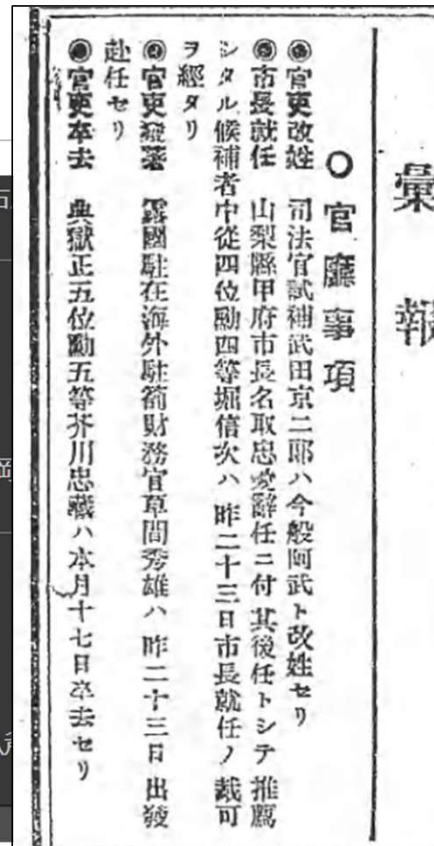
287 コマ: 林斧吉渡邊盛太郎三五芥川忠藏荒川直治三六同同三七河村備衛古

 職員録追録 大正9年6月号
図書
印刷局 [編] 印刷局, 大正9年

61 コマ: 行、 = 卒去典獄芥川忠藏一〇、一七勤務同住江敬義二、七二福岡

 官報 1919年10月24日
官報
大蔵省印刷局 [編] (日本マイクロ写真, 大正8年)

3 コマ: 本去典獄正五位勳五等芥川忠藏八本月十七日卒去セリ同新市町六八



ログインなしで
閲覧可能



ログインなしで
閲覧可能



ログインなしで
閲覧可能

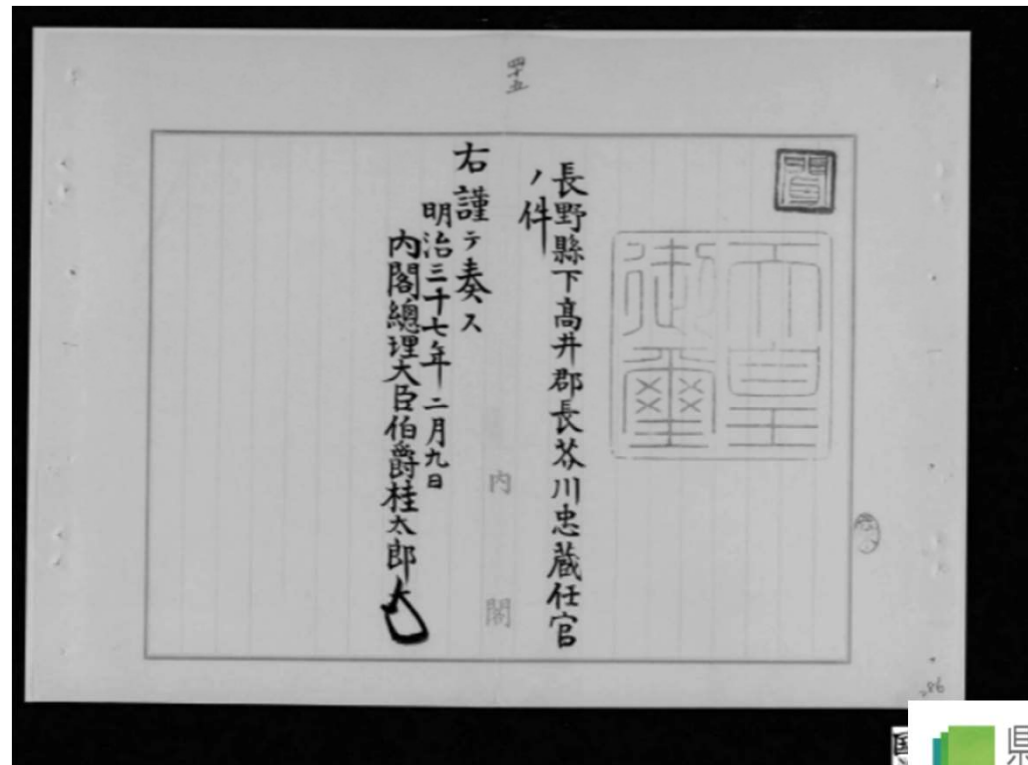
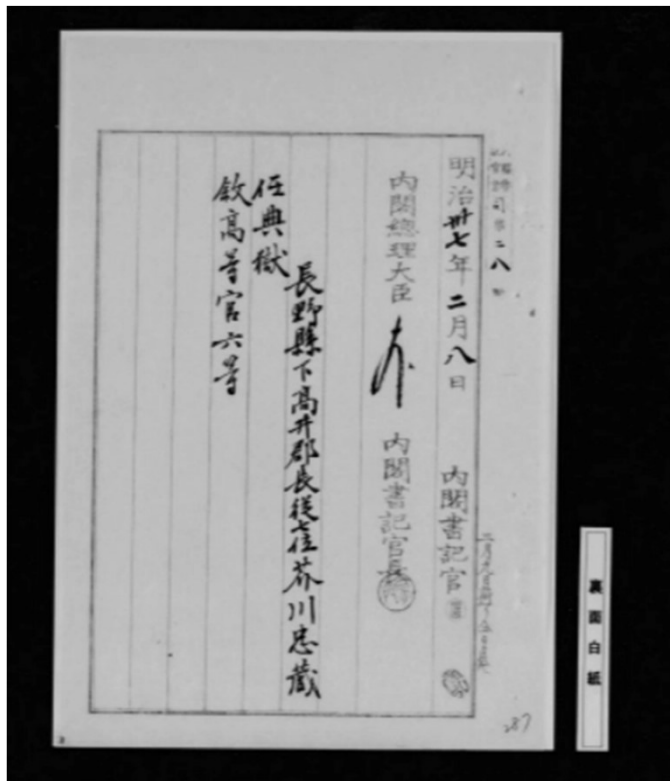
著作権調査の実例



著作権調査の実例

□	4	<p>件名 故典獄芥川忠蔵位階追陞ノ件</p> <p>行政文書 > *内閣・総理府 > 太政官・内閣関係 > 第五類 叙位裁可書 > 叙位裁可書・大正八年・叙位卷三十</p> <p>[請求番号] 叙00607100 [件名番号] 001 [保存場所] 本館 [作成・取得部局] 内閣 [年月日] 大正08年10月17日</p>	公開	
□	5	<p>件名 長野県下高井郡長芥川忠蔵典獄二転任ノ件</p> <p>行政文書 > *内閣・総理府 > 太政官・内閣関係 > 第五類 任免裁可書 > 任免裁可書・明治三十七年・任免卷三</p> <p>[請求番号] 任B00355100 [件名番号] 045 [保存場所] 本館 [作成・取得部局] 内閣 [年月日] 明治37年02月09日</p>	公開	
□	6	<p>件名 典獄芥川忠蔵官等陞叙ノ件</p> <p>行政文書 > *内閣・総理府 > 太政官・内閣関係 > 第五類 任免裁可書 > 任免裁可書・明治四十年・任免卷十九</p> <p>[請求番号] 任B00477100 [件名番号] 007 [保存場所] 本館 [作成・取得部局] 内閣 [年月日] 明治40年07月02日</p>	公開	

著作権調査の実例



人物調査の困難さ

	前近代	戦前		戦後		
	江戸時代	明治大正	昭和戦前	昭和戦後	情報化	ネット時代
年代	～1868	～1923	～1945	1945～	～ca.1985	ca.1995～
レファ 難易度	ある意味容易	相当困難	そこそこ困難	普通	比較的容易	容易
要因	質問の出典が 限定的	関東大震災	空襲	全国書誌や図書館の発達	デジタルボーン のテキスト	HP、ブログなど

『調べる技術』小林昌樹著 皓星社 2022.12 p26

肖像権ガイドライン

デジタルアーカイブ学会による「肖像権ガイドライン」

<https://hoseido.digitalarchivejapan.org/shozoken/>

本ガイドラインは、権利者と利用者間の合意などに基づくガイドラインとは異なり、肖像権という法的問題に向き合うための考え方のモデル⁶をデジタルアーカイブ学会が示し、デジタルアーカイブ機関における自主的なガイドライン作りの参考・下敷き⁷にして頂くことを目的としている⁸。各デジタルアーカイブ機関においては、本ガイドラインの考え方を参考に、肖像が写ったコンテンツの公開方針を定めていただければ幸いである。